

参考資料

療 養 費 の 概 要 （ 施 術 等 別 ）

	柔 道 整 復	は り ・ き ゅ う	あ ん ま ・ マ ッ サ ー ジ	治 療 用 装 具
支給対象疾患等	<p>外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉ばなれ等 ※ 外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないもの</p>	<p>慢性病で医師による適切な治療手段のない場合であって、主として神経痛、リウマチ及びこれら疾患と同一範疇と認められる類症疾患</p> <p>※ 類症疾患とは、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の病名であって、慢性的な疼痛を主症とする疾患</p>	<p>主として、筋麻痺、関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする認められる症例</p>	<p>保険医が診察し疾病又は負傷の治療上必要と認め、装具制作を業者（義肢装具士）に指示し装着を確認した場合の治療用装具</p> <p>例：義肢（義手、義足）、義眼（眼球摘出後の保護のためのもの）、コルセット等</p>
支払方式	<p>（公社）日本柔道整復師会の会員にあっては、その所属する各都道府県の社団法人の締結する協定により、また、その他の柔道整復師にあっては、個人の契約による受領委任払い。</p>	<p>受領委任払い。 （平成31年1月より） ※保険者の選択により一部償還払い</p>	同左	償還払い。
医師の同意等	<p>脱臼又は骨折（不全骨折を含む。）に対する施術については、医師の同意が必要。 ただし、応急手当の場合は不要だが、応急手当後の施術は医師の同意が必要。</p>	<p>同意書又は病名・症状、発病年月日、診療区分及び診察日の明記された診断書であって療養費払い施術の対象の適否が判断できるものが必要。</p>	同左	医師の指示が必要。
算定額 ※令和4年6月～	<p>各保険者は、柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準（厚生労働省保険局長通知）に基づき支給額を決定。</p>	<p>(1) はり又はきゅうのいずれか1つのみ 初検料 1, 780円 施術料1回 1, 550円</p> <p>(2) はり・きゅうの併用 初検料 1, 860円 施術料1回 1, 610円</p> <p>(3) 電気針、電気温灸器又は電気光線器具を併施した場合 1回 34円加算</p> <p>(4) 往療料 2, 300円 （4km超の場合 2, 550円）</p> <p>(5) 施術報告書交付料 480円</p>	<p>(1) マッサージを行った場合 1局所につき 350円</p> <p>(2) 温電法を(1)と併施した場合 1回につき 125円加算 （電気光線器具を併せて使用した場合は160円）</p> <p>(3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合 1肢につき 450円加算</p> <p>(4) 往療料 2, 300円 （4km超の場合 2, 550円）</p> <p>(5) 施術報告書交付料 480円</p>	<p>疾病または負傷の治療遂行上必要な範囲のものについて、現に要した費用の範囲内で支給。 ※義肢・装具に関して補装具の価格を基準として算定</p>
療養費推計 （令和2年度）	2, 831億円	415億円	631億円	435億円

柔道整復の施術に係る療養費の概要

- 療養費は、被保険者等が保険者に請求し支給を受ける償還払いが原則であるが、柔道整復については、例外的に、地方厚生(支)局長及び都道府県知事と協定又は契約を結んだ柔道整復師が、被保険者等から受領の委任を受け、被保険者等に代わって保険者に請求する形式が認められている。(受領委任形式:昭和11年から実施)

※被保険者等は一旦費用の全額を支払う必要がなくなり、一部負担金相当額のみを柔道整復師に支払うこととなる。

➤ 支給の対象となるもの

- ・ 外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉ばなれ等
- ・ 骨折及び脱臼については、医師の同意が必要 (応急手当を除く)

※外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないもの

※ 柔道整復師法(昭和45年法律第16号)

(施術の制限)

第17条「柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。」

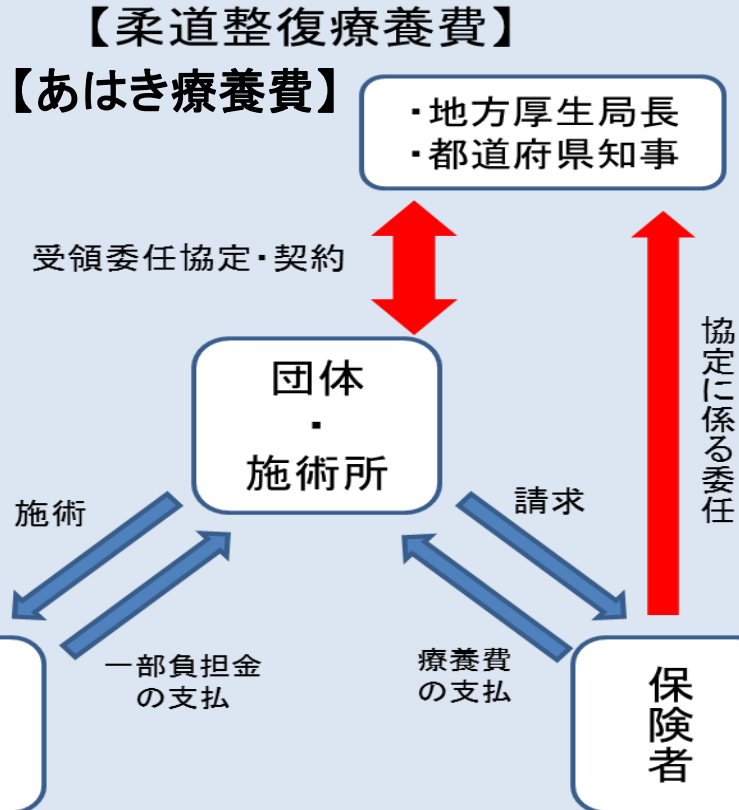
※ 逐条解説柔道整復師法(厚生省健康政策局医事課編著,(株)ぎょうせい,1990)

第2条(定義)条文解説「柔道整復師の業務は、脱臼、骨折、打撲、捻挫等に対してその回復を図る施術を業として行うものである。」

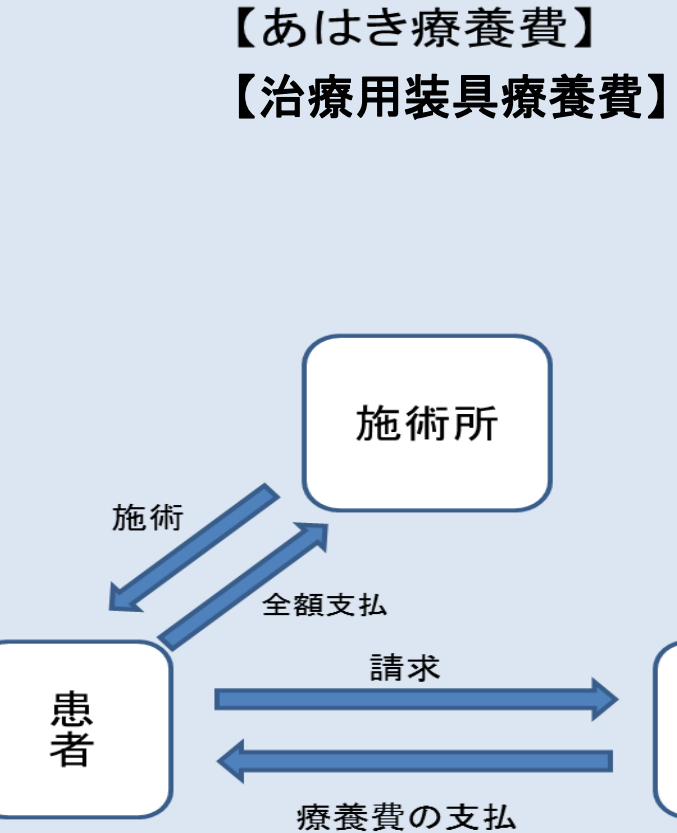
- 各保険者は、柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準(厚生労働省保険局長通知)に基づき支給額を決定している。
- 療養費の申請書を審査するため、全国健康保険協会都道府県支部及び都道府県国保連合会に柔道整復療養費審査委員会が設置されている。
- 受領委任の協定又は契約の当事者である地方厚生(支)局長、都道府県知事が指導監査を実施している。
(参考)就業柔道整復師数(令和2年12月末) 約76千人(施術所数 約50千カ所)

療養費の請求方法等の比較①

受領委任

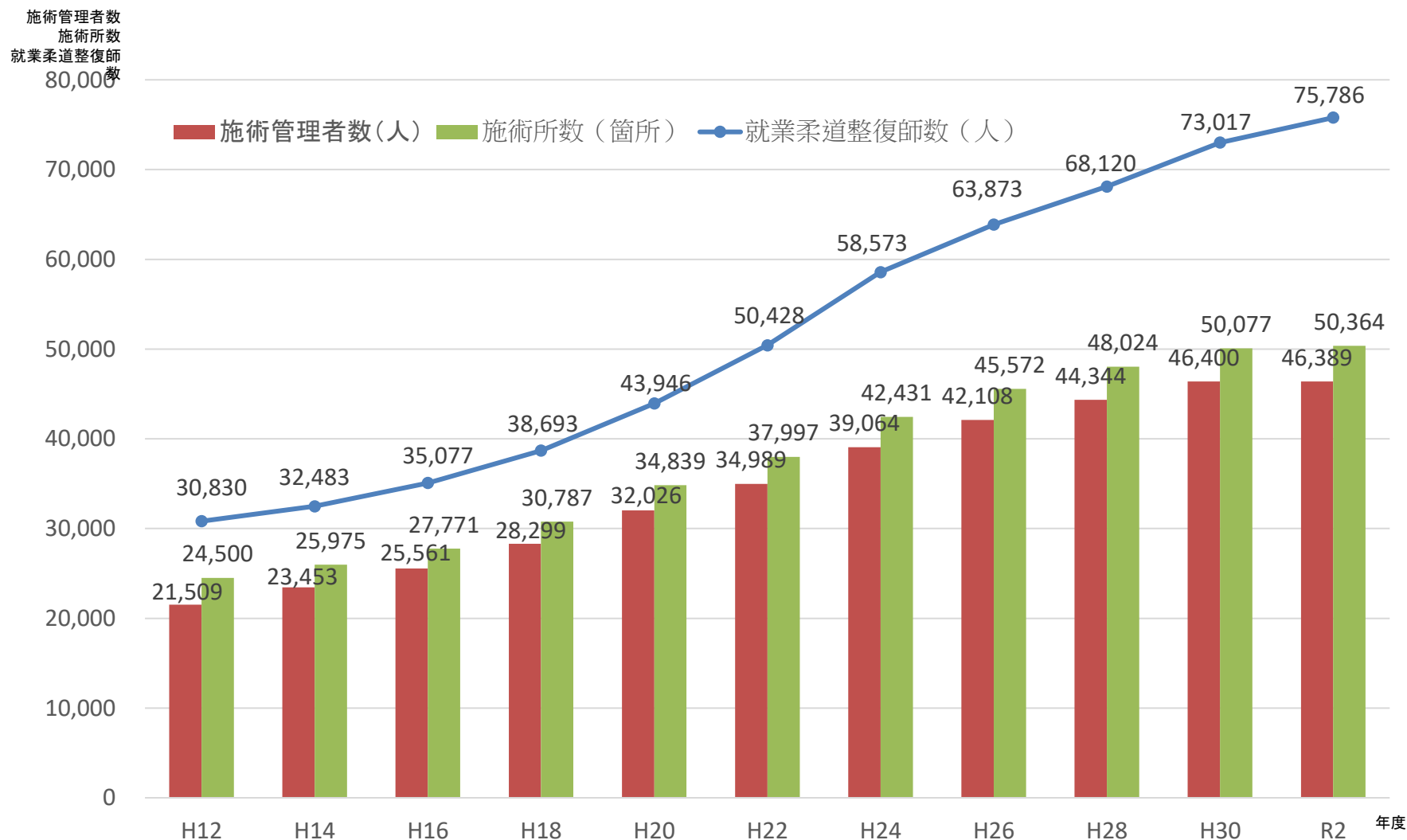


償還払い



※保険者の判断で、療養費の受領を施術所等が代理することを認めている場合がある

就業柔道整復師数・施術管理者数・施術所数 年度別推移



(出典)就業柔道整復師数及び施術所数は、厚生労働省「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」より、施術管理者数は、厚生労働省保険局医療課調べ。
 ※平成22年は、東日本大震災の影響により、宮城県が含まれていない。(就業柔道整復師数・施術管理者数・施術所数共通)